

蓮田市こども計画



令和7年3月
蓮田市

はじめに

令和2年に第二期子ども・子育て支援事業計画を策定して以来、5年が経過しました。この間、国では、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。

このたび策定した「こども計画」は、「第二期子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐとともに、策定する過程で、こどもや若者の意見を取り入れ、その結果をフィードバックするなど、こどもの意見を大事にした計画となっています。

基本理念は、「こどもと若者が自分らしく育ち 自分の意思と言葉で さまざまなかわりをもてるように 市民一人ひとりが応援しよう！」です。これまでのこどもの「未来」に向けた方針から、こどもの「今」を大事にする方針に大きく舵を切っています。

基本目標は、ライフステージを通した重要事項とライフステージ別の重要事項、子育て当事者への支援に関する重要事項別に、ヤングケアラー対策を含む若者の相談体制の充実など、新しい時代の流れや直面する課題に対応する内容となっています。

教育・保育の目標量には、引き続き待機児童対策を盛り込むとともに、こども家庭センターをはじめ、産後ケア事業や乳児等通園支援事業など、国が求める施策にも柔軟に対応するようにしています。

また、上位計画である「蓮田市第5次総合振興計画」や「第3期蓮田市地域福祉計画」をはじめとする各種関連計画との整合も図りつつ、今後5年間のこども施策を総合的に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました蓮田市児童福祉審議会の委員の皆様をはじめ、各種アンケート調査、ヒアリング調査などを通じてご協力いただきました市民の皆様、関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

蓮田市長 山 口 京 子



目 次

第1章 計画の概要	1
① 計画策定の目的	1
② 計画の位置付け	1
③ 計画の期間.....	2
④ こどもの表記	3
⑤ こども・若者の定義	3
第2章 蓮田市の状況	5
① 女性の就労状況	5
② 保育サービスの状況	6
③ 母子保健事業の状況	9
④ こどもの貧困状況.....	10
第3章 施策の基本目標.....	11
① 基本理念	11
② 施策の体系.....	12
第4章 こども施策に関する重要事項.....	14
1 ライフステージを通じた重要事項.....	14
基本目標 ① こども・若者が権利の主体であることの周知・啓発	14
基本目標 ② こども・若者が活躍できる機会づくり	15
基本目標 ③ こどもの貧困対策の推進	17
基本目標 ④ 支援が特に必要なこども・若者の支援	21
基本目標 ⑤ 安心できる環境の整備	25
2 ライフステージ別の重要事項	26
基本目標 ① 親とこどもの健康づくりの推進（こどもの誕生前から幼児期まで）.....	26
基本目標 ② 地域におけるこども支援の充実（学童期・思春期）	30
基本目標 ③ 青年期の充実	35
3 子育て当事者への支援に関する重要事項.....	37
基本目標 ① 地域における子育て支援の充実	37
基本目標 ② 共働き・共育ての支援	41

第5章 教育・保育の目標量.....	43
① 教育・保育の提供.....	43
② 地域子ども・子育て支援事業の提供.....	48
第6章 計画の推進.....	57
① 計画の周知.....	57
② こども・若者の意見を反映する仕組みづくり.....	57
③ 計画の進行管理.....	58
資料編.....	61
① 計画策定の経過.....	61
② 蓮田市児童福祉審議会条例.....	62
③ 蓮田市児童福祉審議会委員名簿.....	64



蓮田市マスコットキャラクター
『はすぴい』



第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

令和4年6月、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする「こども基本法」が可決成立し、令和5年4月に施行されました。同年12月には、こども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定され、従来の「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」（現「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」）、「少子化社会対策大綱」が一元化されました。

蓮田市こども計画は、この「こども大綱」と「埼玉県こども・若者計画」を勘案するとともに、地域の特性を生かし、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映して策定するものです。「こども大綱」で掲げる「こどもまんなか社会」に向け、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目的としています。

また、蓮田市こども計画は、子ども・子育て支援事業計画を引き継いでいます。本市では「第二期子ども・子育て支援事業計画」において「未来を託す子どもたち、豊かな心と健やかな成長を市民みんなで育もう！」を基本理念に、次世代を担う子どもたちが地域の中でさまざまな人とふれあい、心身ともに健康で、自ら体験し成長することができるように、子ども・子育て支援に関する各種取組を定め、推進してきました。こうした理念を引き継ぎ、こどもの最善の利益が実現される社会を目指して、令和7年度から令和11年度を計画期間とする蓮田市こども計画を策定し、こども・若者の健全な育成と子育て環境づくりに関する取組を総合的に推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく計画であり、「子供・若者育成支援推進大綱」「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」「少子化社会対策大綱」が一元化された「こども大綱」を勘案して策定しています。

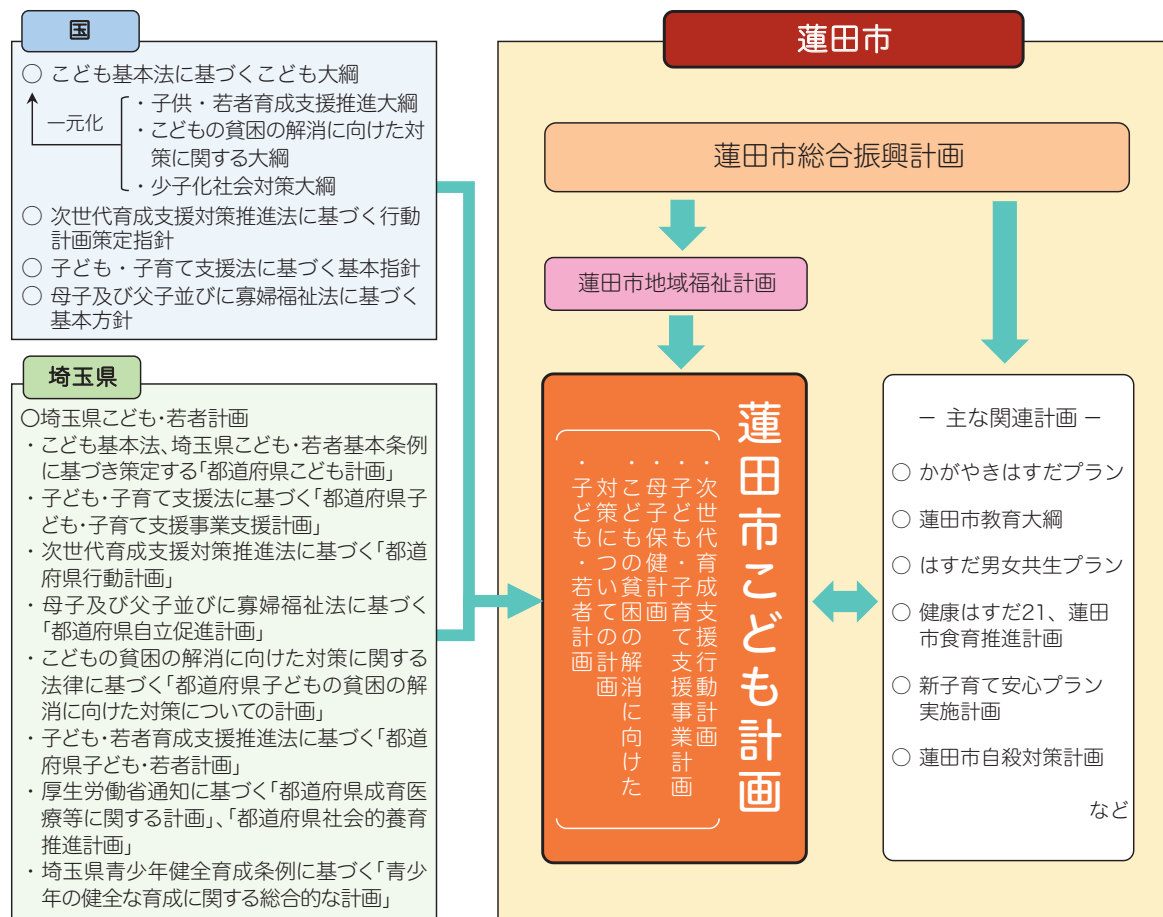
また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐとともに、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規



定する「子ども・若者計画」や厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」を一体のものとして策定しています。

諸計画との関連性においては、「埼玉県子ども・若者計画」を勘案し、市の上位計画である「蓮田市総合振興計画」や「蓮田市地域福祉計画」、関連計画である「かがやきはすだプラン」、「蓮田市教育大綱」などとの整合を図ります。

計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

計画の期間

	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度	令和9(2027) 年度	令和10(2028) 年度	令和11(2029) 年度
蓮田市子ども計画					
蓮田市第5次総合振興計画					
第3期蓮田市地域福祉計画					



4 こどもの表記

令和4年9月15日付け事務連絡で、こども家庭庁から「こども」表記が推奨されました。本計画においても、特別な場合※を除き、ひらがな表記の「こども」を用いるものとします。

※特別な場合

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
(例) 子ども・子育て支援法における「子ども」など
- ② 固有名詞を用いる場合
(例) 既存の予算事業名や組織名など

5 こども・若者の定義

「こども基本法」及び「子供・若者育成支援推進大綱」に基づき、本計画における「こども」は心身の発達の過程にある者、「若者」は18歳から39歳までとします。

【参考】本計画に係る法令等の児童等定義

法令等名称	呼称	定義
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	小学校就学前子ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
子ども・若者育成支援推進法 (子供・若者育成支援推進大綱による定義)	子供	乳幼児期、学童期及び思春期の者
	若者	思春期、青年期の者 施策によっては、ポスト青年期の者も対象とする
	青少年	乳幼児期から青年期までの者
	乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
	学童期	小学生の者
	思春期	中学生からおおむね18歳までの者
	青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者
	ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営むうえで困難を有する、40歳未満の者



第1章 計画の概要

法令等名称	呼称	定義
埼玉県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者
埼玉県こども・若者基本条例	こども・若者	新生児期から青年期に至るまでの間にある者で、心身の発達の過程にあるものをいい、子育て・子育てに関する施策の対象となるこども・若者の範囲は施策ごとに定める
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
母子保健法	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18歳未満の者
児童扶養手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)	児童等	学校に在籍する幼児、児童又は生徒、その他18歳未満の者、高等専門学校の第1学年から第3学年まで又は専修学校に在学する者

埼玉県青少年健全育成・支援プランP3「◆参考 各種法令等による子供・若者の呼称及び年齢区分」から一部引用して作成

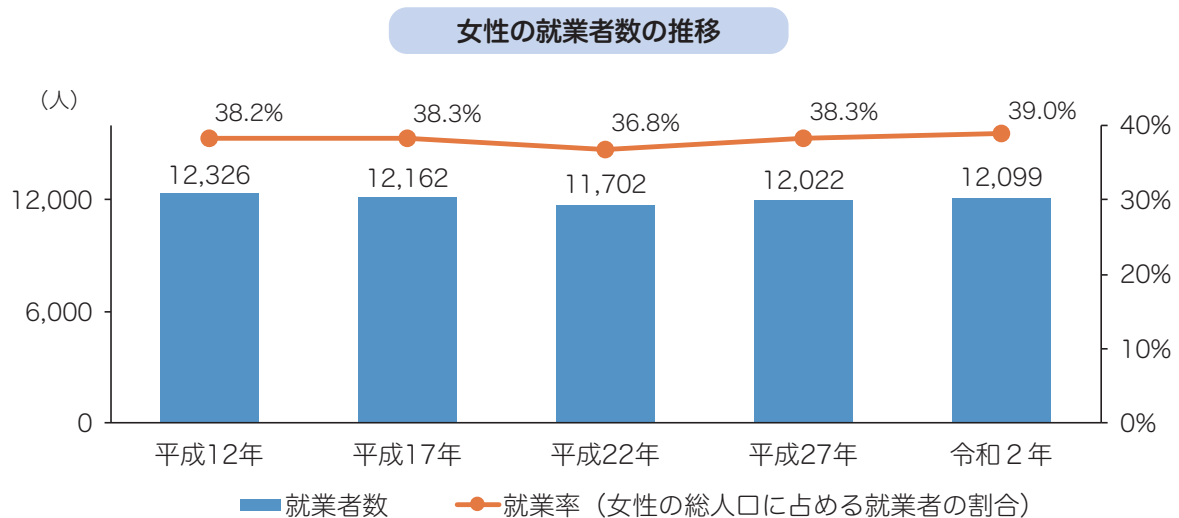


第2章 蓮田市の状況

1 女性の就労状況

(1) 就業者数の状況

女性の就業者数は12,000人を挟んでほぼ横ばいで推移しており、令和2年は12,099人となっています。また、令和2年の女性の就業率（女性の総人口に占める就業者の割合）は39.0%で、この20年間で最も高くなっています。



資料：国勢調査



2 保育サービスの状況

(1) 認可保育園の状況

令和5年度の認可保育園・地域型保育事業施設数は14施設で、定員は844人です。

認可保育園・地域型保育事業施設（小規模保育所）の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数（か所）	12	13	14	14	14
公立保育園	7	7	7	7	7
私立保育園	1	2	2	2	2
地域型保育事業施設	4	4	5	5	5
定 員（人）	741	813	754	844	844
園児数（人）	682	728	696	758	777
0 歳	61	60	62	74	73
1 歳	116	135	122	136	141
2 歳	134	149	144	154	148
3 歳	124	127	138	130	143
4 歳	133	122	121	139	134
5 歳	114	135	109	125	138

資料：保育課調べ（各年度3月1日時点）

【備考】

- ・令和2年4月1日 （私立）とねの会はすだ保育園開設
- ・令和3年4月1日 （私立）スクルドエンジェル保育園蓮田駅前園開設
（私立）花星保育園の認定こども園への移行
- ・令和4年4月1日 （私立）星の子ルチャ保育園開設

(2) 幼稚園の状況

令和5年度の幼稚園数は3施設で、定員は695人です。

幼稚園の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数（か所）	4	4	4	3	3
定 員（人）	1,045	1,045	1,045	695	695
園児数（人）	464	444	447	386	353
3 歳	154	141	132	108	109
4 歳	127	170	147	130	112
5 歳	183	133	168	148	132

資料：学校基本調査（各年度5月1日時点）

【備考】

- ・令和4年4月1日 （私立）大山幼稚園の認定こども園への移行



(3) 認定こども園

令和5年度の認定こども園数は3施設で、定員は487人です。

認定こども園の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数（か所）	1	1	2	3	3
幼保連携型	1	1	1	1	1
幼稚園型	0	0	0	1	1
保育園型	0	0	1	1	1
定 員（人）	190	180	233	487	487
教育部分	90	90	66	291	291
保育部分	100	90	167	196	196
園児数（人）	142	138	214	335	322
教育部分	49	49	55	178	153
2 歳	7	7	6	25	23
3 歳	14	17	20	42	34
4 歳	13	13	17	56	41
5 歳	15	12	12	55	55
保育部分	93	89	159	157	169
0 歳	6	6	10	9	9
1 歳	15	15	30	23	24
2 歳	16	16	29	27	26
3 歳	19	15	31	35	37
4 歳	18	19	26	33	38
5 歳	19	18	33	30	35

資料：保育課調べ（各年度5月1日時点）

【備考】

- ・令和3年4月1日 （私立）花星こども園開設
- ・令和4年4月1日 （私立）幼稚園型認定こども園大山幼稚園開設



(4) 学童保育所

令和6年度の学童保育所数は21施設で、定員は626人です。

学童保育所の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数(か所)	20	20	20	20	21
定員(人)	591	591	601	601	626
在籍児童数(人)	577	552	579	586	616
1年生	148	162	185	178	211
2年生	174	139	154	173	181
3年生	122	153	131	129	149
4年生	87	59	77	66	52
5年生	35	29	20	28	17
6年生	11	10	12	12	6

資料：保育課調べ（各年度4月1日時点）

【備考】

- ・令和4年3月31日 (私立)ともだち学童クラブ閉所
- ・令和4年4月1日 中央学童保育所第5開設
- ・令和6年4月1日 蓮田南学童保育所第2開設

(5) その他子育て関連施設

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域子育て支援拠点施設数					
子育て支援センター	5	5	5	5	5
子育てひろば	2	3	3	3	3
児童センター施設数	1	1	1	1	1
小学校数	8	8	8	8	8
中学校数	5	5	5	5	5

資料：保育課・学校教育課調べ（各年度4月1日時点）

【備考】

- ・令和3年4月1日 子育てひろば・プレックス開設



3 母子保健事業の状況

(1) 健康診査事業

乳幼児健康診査の受診状況は、以下のとおりとなっています。

乳幼児健康診査受診率

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3～4か月児健康診査	98.3%	82.8%	96.7%	98.9%	97.3%
9～10か月児健康診査	98.3%	84.3%	95.4%	98.1%	95.7%
1歳6か月児健康診査	98.2%	96.7%	97.3%	97.3%	92.3%
3歳児健康診査	95.9%	97.6%	93.2%	95.6%	95.0%

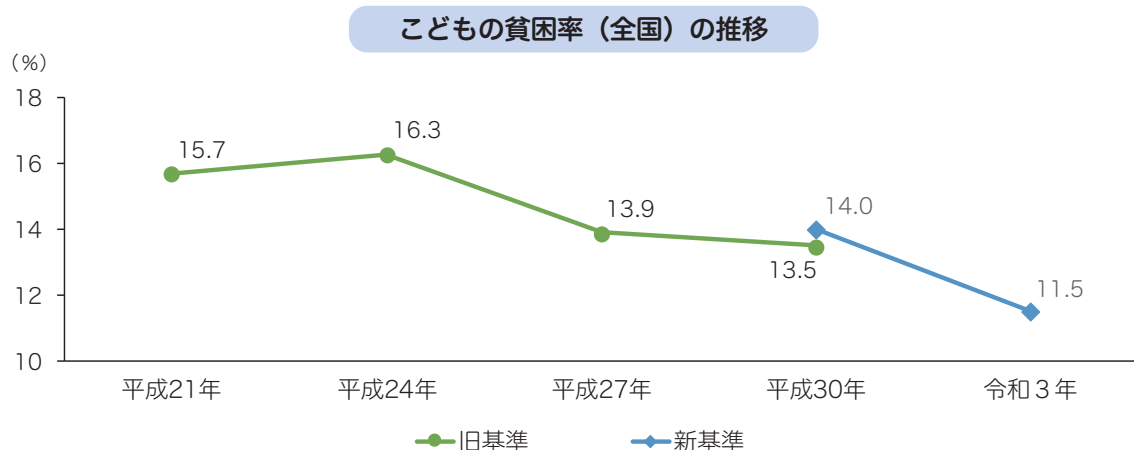
資料：子ども支援課調べ



4 こどもの貧困状況

(1) こどもの貧困率（全国）の推移

こどもの貧困率¹は、平成24年以降下降傾向にあります。平成30年以降は可処分所得が新基準になっているため、その前後では直接的な比較はできませんが、平成30年と令和3年を比較すると、14.0%から11.5%と2.5ポイント減少しています。



資料：国民生活基礎調査

(2) 各種手当等²の給付状況

各種手当等の給付状況は以下のとおりとなっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童扶養手当受給者数	296人	291人	300人	266人	243人
高等職業訓練促進給付金対象者数	6人	7人	4人	7人	4人
自立支援教育訓練給付金対象者数	1人	2人	1人	3人	0人
就学援助（小学生）対象者数 ²	373人	425人	432人	482人	502人
就学援助（中学生）対象者数 ²	244人	233人	239人	260人	262人

資料：子ども支援課調べ

- こどもの貧困率…すべての18歳未満のこどもがいる世帯の等価可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を世帯人員の平方根で割ったもの。世帯人員で割るのではなく世帯人員の平方根で割るのは、世帯人員が少ないほうが生活コストが割高になることを考慮するため。）を低い順に並べたときに、真ん中の順位の人¹の等価可処分所得の半分である貧困線を下回る18歳未満のこどもの割合。新基準とは平成27年に改訂されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得からさらに自動車税、軽自動車税、自動車重量税、企業年金の掛金、及び仕送り額を差し引いたもの。
- 就学援助対象者数…準要保護世帯と要保護世帯の対象者を合計したもので、特別支援教育就学奨励費対象者は含めないものとする。



第3章 施策の基本目標

1 基本理念

こどもと若者が自分らしく育ち
自分の意思と言葉で
さまざまななかかわりをもてるように
市民一人ひとりが応援しよう!

こども・若者の皆さんには、

安全に生きる権利

心も体も健康に育つ権利

いじめや差別などから守られる権利

自分で考え、自分の意見を持って社会のさまざまな活動に参加する権利

があります。

楽しく遊び、興味を持って学び、疲れたら休み、悩みごとがあったら一人で抱えずに周りの大人や友達に相談する…。

いろいろな人たちとの交流や体験を通して、相手を理解し、自分の考えや意見を伝えながら、一緒に仲良く活動していけるとよいと思います。

こども・若者の皆さんがいきいきと育っていくことを応援しています。



2 施策の体系

本計画では、前頁の基本理念をもとに、以下の3つの重要事項と10の基本目標、38の基本施策を掲げています。

重要事項	基本目標	基本施策	
① ライフステージを通じた重要事項	1 こども・若者が権利の主体であることの周知・啓発	(1)	児童の権利に関する条約の普及
	2 こども・若者が活躍できる機会づくり	(1)	こどもの生きる力の育成
		(2)	こどもの豊かな心の育成
		(3)	健やかな体の育成
	3 こどもの貧困対策の推進	(1)	幼児教育・保育の無償化
		(2)	就学支援の充実
		(3)	こども・若者の居場所づくり
		(4)	生活困窮者等の生活支援
		(5)	若者及び保護者に対する就労支援
		(6)	ひとり親家庭などの自立支援の促進
	4 支援が特に必要なこども・若者の支援	(1)	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーの支援
		(2)	被害に遭ったこどもの支援の推進
		(3)	障がい及び発達に特性のあるこどもの支援
		(4)	日本語を母語、日本文化を母文化としないこどもの支援
		(5)	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
	5 安心できる環境の整備	(1)	安心・安全な生活環境の推進
		(2)	安心して外出できる環境の整備



重要事項	基本目標	基本施策	
② ライフステージ別の重要事項	1 親とこどもの健康づくりの推進（こどもの誕生前から幼児期まで）	(1)	妊娠期・乳幼児期からの健康づくり
		(2)	小児医療の充実
		(3)	幼児の健全育成
		(4)	幼児教育の充実
		(5)	食育の推進
	2 地域におけるこども支援の充実（学童期・思春期）	(1)	学童の健全育成
		(2)	こどもの居場所づくり
		(3)	次代の親の育成
		(4)	学校教育の充実
		(5)	地域の教育力の向上
		(6)	こどもがいきいきと遊べる環境づくり
		(7)	思春期における健康づくり
	3 青年期の充実	(1)	就労の支援
		(2)	結婚活動の支援
		(3)	若者の相談体制の充実
③ 子育て当事者への支援に関する重要事項	1 地域における子育て支援の充実	(1)	家庭における子育て支援の充実
		(2)	相談、情報提供による子育て支援
		(3)	保育サービスの充実
		(4)	家庭教育への支援の充実
	2 共働き・共育での支援	(1)	仕事と子育ての両立への支援
		(2)	男女共同参画意識の高揚



第4章 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通した重要事項

基本目標 ① こども・若者が権利の主体であることの周知・啓発

世界的な視野からこどもの人権の尊重、保護の促進を目指す「児童の権利に関する条約」は、こどもは守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体であることを明確にしています。また、こどもがひとりの人間として持つさまざまな権利を認めており、大きく分けて、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つが基本的な柱となっています。なかでも参加する権利は、こども自身が自分の意思や願いを意見として表したり、行動を起こしたりする権利で、こどもを権利の主体として捉える側面が強いと言えます。

しかし、日常の中では、こどもは大人の言うことを聞くものだと思い込み、こども自身に関わることを本人の意思を尋ねずに大人が決めてしまうことも少なくないことから、こどもや若者が権利の主体であることを大人及びこども・若者のいずれにも周知する必要があります。

(1) 児童の権利に関する条約の普及

こども基本法では、こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について周知を図り、理解を得るよう努めることとされていますが、「児童の権利に関する条約の認知度等調査」(令和5年、こども家庭庁)によると、小・中学生の過半数、大人の約半数が児童の権利に関する条約について聞いたことがないと回答しています。こどもの権利の認知度向上のため、学校でこどもの権利について学ぶ時間を確保する、広報・リーフレット等の各種媒体やホームページ・SNS³等のインターネットを活用する等、多様な機会・メディアを活用しながら周知・普及活動に取り組みます。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
1	児童の権利に関する条約の普及と推進	保護者やこども・若者に対して、さまざまな機会を捉えて普及・啓発し、学習機会を提供するとともに、関係機関に対しても普及・啓発を図ります。	学校教育課 子ども支援課 保育課

3 SNS…ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービスのこと。インターネット上で友達などとつながって、文章や写真、動画などを友達に見せられるほか、コミュニケーションすることができる。



基本目標 ② こども・若者が活躍できる機会づくり

学習活動、体験・交流活動、スポーツ活動など、こどもや若者が主体的に取り組むことのできるさまざまな機会を、学校、家庭、地域が連携・協力して創出し、健やかな体と豊かな心を育みながら、こどもの生きる力を高めます。また、異なる文化や多様な価値観への理解を深め、コミュニケーションの能力を高めながら、こどもや若者が活躍できる機会につなげていきます。

（１）こどもの生きる力の育成

こどもたち一人ひとりの心豊かな充実した生活を実現するため、自ら学び、考え、主体的に問題解決を図っていくような自発的学習活動を援助します。

「蓮田市教育大綱」や「蓮田市教育行政重点施策」に基づいて、学校における教育だけでなく、地域のさまざまな立場の人がこどもと関わりながら成長を支援していく関係づくりに努めます。

[事業の詳細は、「蓮田市教育大綱」及び「蓮田市教育行政重点施策」を参照]

（２）こどもの豊かな心の育成

こどもの豊かな心や自己肯定感などの非認知能力を育むためには、生命の尊さや他人を思いやる大切さを知ることなど、さまざまな体験を通した情操教育が重要です。また、異文化に対する理解を育み、共感・共存できる環境を整えることも大切です。学校と地域が一体となって、こどもが自然や多様な文化などにふれる機会づくりを進めていきます。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
2	こどもの体験、交流活動の充実	地域の生涯学習活動等を促進し、学校外でのこども同士の相互交流や体験活動を促進します。	社会教育課
3	文化、芸術活動の推進	こどもの豊かな感性を育むため、文化・芸術活動の発表の場の提供や芸術鑑賞機会の提供などを行います。	学校教育課 社会教育課 文化スポーツ課



No.	事業名	事業概要	事業推進課
4	国際交流、地域間交流の推進	外国人のこどもたちや他市町村民との交流などを推進するとともに、日本語を母語、日本文化を母文化としないかたのための日本語教室等の活動を支援します。	自治振興課 学校教育課
5	ボランティア活動の推進	こどもの社会参加促進の一環として、ボランティア活動、ボランティアの養成、情報の提供等を関係機関・団体と連携して推進します。	学校教育課 社会教育課
6	蓮田の歴史や文化とのふれあいの促進	蓮田の歴史や文化にふれる機会を設け、郷土への理解や愛着を促します。	社会教育課
7	図書館などにおける学習活動の充実	図書館、公民館、文化財展示館、環境学習館等において、こどもたちへの多種多様な学習活動の機会提供の充実を図ります。	社会教育課

〔その他学校教育における事業は、「蓮田市教育大綱」及び「蓮田市教育行政重点施策」を参照〕

（３）健やかな体の育成

生活様式の変化、スマートフォンやゲーム機といった電子機器の普及、安全な遊び場の減少などによって、こどもが外で遊ぶ機会が少なくなっています。

こどもの運動不足は体力や気力の低下といった健康への悪影響が懸念されることから、それぞれの興味と体力に合わせたスポーツ活動の機会を提供していきます。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
8	スポーツ活動の普及	こどもの体力向上や健康づくりを図るため、地域の中で、スポーツ参加の機会を創出します。	社会教育課 文化スポーツ課

〔その他学校教育における事業は、「蓮田市教育大綱」及び「蓮田市教育行政重点施策」を参照〕



基本目標 ③ こどもの貧困対策の推進

すべてのこどもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

こどもの生きる権利、育つ権利、教育を受ける権利を満たし、すべてのこどもに平等に質の高い保育や教育が与えられるよう、幼児教育・保育の無償化や就学支援の充実に取り組みます。

また、家庭の経済的な困窮は、こどもの教育の機会の確保や心身ともに健やかな成長に影響を与える懸念があることから、こども・若者の居場所づくりや生活困窮者等の生活支援、若者及び保護者に対する就労支援、ひとり親家庭などの自立支援に取り組みます。

(1) 幼児教育・保育の無償化

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を目的として、令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が実施されています。認可保育所、幼稚園、認定こども園などを利用する3歳から5歳までのすべてのこどもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯で保育の必要性のあるこどもの利用料が無償になっています。

質の高い幼児教育・保育を受ける機会がすべてのこどもに平等に与えられ、保護者の所得状況等により、こどもが希望したわけではないのに友達と離れ離れになるなど、こどもの自己像に影響を与えることがないように、経済的負担の軽減に努めます。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
9	保育料等の経済的負担の軽減	幼児教育・保育の無償化等により、保育料や副食費、幼稚園就園の際の経済的負担の軽減を図ります。	保育課



(2) 就学支援の充実

こどもの教育を受ける権利を満たし、すべてのこどもたちが、家庭の経済状況に左右されずに安心して就学できるよう、支援の充実に努めます。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
10	入学準備金の貸付	進学の意欲を持ちながら、経済的な理由により進学が困難なため、入学に要する費用の一部を無利子で貸し付けます。	学校教育課
11	就学援助費の支給	経済的な理由により就学困難な就学予定者や児童・生徒、特別支援学級に通学する児童・生徒を対象として、学用品費等の一部や学校給食費等を援助します。	学校教育課

(3) こども・若者の居場所づくり

こども食堂や学習支援の活動では、親や友達との関係や発達にさまざまな課題を抱えるこどもの参加が見られます。家庭の経済的な負担の軽減を図りながら、こどもや若者の居場所づくりを進めていきます。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
12	学習の支援	学習の遅れた児童・生徒を対象に、退職教員等を講師とした定期的補充授業や、生活困窮世帯を対象とした学習教室を実施することで、こどもの教育を受ける権利や教育の目的を保障できるよう努めます。	福祉課 学校教育課
13	こども・若者の居場所づくり支援事業	こどもや若者が安心してくつろぐことができ、地域住民と交流できる居場所づくりを支援します。	子ども支援課
14	児童センター事業の拡充	こどもの年齢、発達に応じて楽しむことのできる催しの企画や、親同士、こども同士の交流を推進するなど、事業内容の充実を図ります。	子ども支援課 保育課



（４）生活困窮者等の生活支援

家庭が経済的に困窮している場合でも、こどもの教育の機会が確保され、心身ともに健やかに成長できるよう、こどもと保護者双方の生活を支援する必要があります。施策の充実や人員の確保等による支援体制の強化を図り、家庭の自立を支援していきます。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
15	生活困窮者自立 相談支援事業	生活困窮者等の自立を促進するために、関係機関等と連携し、就労支援等個々の状況に応じた自立に必要な支援を行います。	福祉課

（５）若者及び保護者に対する就労支援

就職が決まらない、失業した、安定した仕事に就けないなど、働くことについてのさまざまな悩みを抱えている若者や子育て中の親などが、孤立することなく、あきらめずに、安定した就労につなげていくことができるよう、支援の充実に努めます。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
16	若者の就労支援	若者に対する就労の支援や、有害な労働から若者を保護するため、必要に応じて若者自立支援センター埼玉や埼玉とうぶ若者サポートステーションといった適切な支援機関を紹介します。	商工課 子ども支援課
17	子育て世帯の就労支援	マザーズハローワークや埼玉県女性キャリアセンター等と連携し、求人情報の提供や相談会などを開催します。	子ども支援課



（６）ひとり親家庭などの自立支援の促進

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、さまざまな困難を伴う場合があります。経済的支援をはじめ子育て支援や生活支援などさまざまな支援により、こどもが健やかに成長できるように、ひとり親家庭の自立に向けた取組を支援していきます。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
18	児童扶養手当等の支給	ひとり親家庭などへ児童扶養手当を支給するとともに、医療費の一部を助成します。	子ども支援課
19	ひとり親家庭等に対する優先制度の周知	J R通勤用定期乗車券の割引購入制度や、埼玉県の子母及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付制度について周知します。また、対象児童の保育園及び学童保育所の優先入所などの推進を図ります。	子ども支援課 保育課
20	母子家庭等自立支援給付事業	自立支援教育訓練給付金制度や高等職業訓練促進給付金制度により、母子家庭等の経済的な自立を支援します。	子ども支援課
21	離婚・別居に伴う養育費の確保や親子交流の支援	ひとり親家庭で育つこどもが健やかに成長できるよう、必要に応じて、こどもの養育に関する合意や、親との交流を支援する関係機関を紹介します。	子ども支援課



基本目標 ④ 支援が特に必要なこども・若者の支援

児童虐待はこどもの心身に深い傷を残し、成長した後もさまざまな生きづらさにつながることがあります。また、ヤングケアラーなど、周りからは見えにくい生きづらさを抱えているケースもあります。虐待以外にも被害に遭うことや、障がいがあることなどで、こどもや若者が当然に持っている権利が侵害され、あるいはそのおそれがある場合には、積極的に支援していく必要があります。また、小中高生の自殺者数や犯罪などに巻き込まれる被害者数が増加傾向にあることから、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策や安心・安全な生活環境の確保を推進する必要があります。

(1) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーの支援

児童虐待に関する相談件数は、市内でも多くなっています。児童虐待はこどもの健やかな成長に大きな影響を及ぼすことから、児童虐待の防止とその要因の排除は社会全体で取り組むべき重要な課題です。令和2年には、児童福祉法及び児童虐待防止法が改正され、体罰禁止が明確に規定されるとともに、令和4年には、民法の懲戒権が削除されました。

こどもへの虐待は社会的な要因が大きく影響しており、貧困や家族の孤立化が主な発生要因であると言われています。虐待等の予防、早期発見、早期対応、再発防止に取り組むとともに、他の関連施策とも連携して、何らかの不安を抱えている家庭を支援します。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
22	児童虐待の予防と児童相談体制の充実	母子保健事業等で児童虐待の予防を行うとともに、関係機関と連携した児童相談体制の充実を図ることも家庭センター事業を推進します。	子ども支援課
23	要保護児童対策地域協議会の充実	関係機関や地域が一体となって要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待を予防するとともに、虐待の早期発見に努め、早期対応を図ります。	子ども支援課
24	里親制度の普及啓発	児童相談所と連携を図り、より家庭に近い生活環境でこどもを保護・養育する里親制度の普及啓発を行います。	子ども支援課
25	ヤングケアラーの支援	関係機関と連携し、ヤングケアラーの啓発と発見に努めるとともに、発見された場合には必要な支援をコーディネートします。	子ども支援課



（２）被害に遭ったこどもの支援の推進

虐待や養育の放棄、さまざまな搾取などからこどもを守るとともに、被害に遭った場合にも回復して社会に戻れるよう支援していくことが大切です。そのためには、関係機関と連携して被害に遭ったこどもの支援や再発の防止に取り組むとともに、当事者の不安や負担の軽減のための相談体制を確立し、こどもの健康や自分を大切にすることを育てていくことができるよう取り組みます。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
22	児童虐待の予防と児童相談体制の充実(再掲)	母子保健事業等で児童虐待の予防を行うとともに、関係機関と連携した児童相談体制の充実を図ることも家庭センター事業を推進します。	子ども支援課

（３）障がい及び発達に特性のあるこどもの支援

障がい及び発達に特性のあるこども⁴の健やかな成長のためには、当事者とその家族が障がいや発達特性の疑いのある段階から身近な地域で支援が受けられる必要があります。また、医療的ケア児など特別な支援が必要なこどもや若者、その家族に対しては、関係機関が連携して対応する必要があります。障がいや発達特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容を推進する視点も踏まえ、関係機関と連携しながら支援体制の構築に取り組めます。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
26	発達や個性に応じた保育内容の充実	定期的に身体測定、健康診断などを行うことで、園児の発育・発達状況を把握し、こどもの発達や個性に応じた保育の質の向上に努めます。また、こどもの心身の健康や安全に配慮した保育内容の充実を図ります。	子ども支援課 保育課

[事業の詳細は、「かがやきはすだプラン」を参照]

4 「かがやきはすだプラン」では、障がい者の範囲を『身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がいを含む）並びに難病患者等であって十八歳以上の者並びに障がい児』と定義しています。本計画でもこれに準じます。



（４）日本語を母語、日本文化を母文化としないこどもの支援

国際化の進展に伴い、日本語を母語、日本文化を母文化としないこどもが増えてきています。そのようなこどもが地域の中で安心して健やかに育つことができるよう、保育や交流活動などに関わる関係機関・団体等を支援していきます。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
27	子育て情報の発信と子育てに係る手続きの軽減	家庭教育の支援を図るため、子育て中の親子が必要な情報を集め、あらゆる媒体で発信するとともに、デジタル技術等の活用による各種手続きの簡素化を図ります。また、多言語化を進め、日本語を母語、日本文化を母文化としない外国につながるこどもへの支援・配慮に努めます。	子ども支援課 保育課
4	国際交流、地域間交流の推進(再掲)	外国人のこどもたちや他市町村民との交流などを推進するとともに、日本語を母語、日本文化を母文化としないかたのための日本語教室等の活動を支援します。	自治振興課 学校教育課



(5) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

女性や小中高生の自殺者数が増加しています。また、社会の情報化が進展するなか、こども・若者が犯罪などに巻き込まれる可能性も増大しています。これらの要因には、孤立・孤独が関与していると言われており、地域でこども・若者を見守る視点が必要です。また、合わせて、インターネットの利用方法などの教育機会を提供していく必要があります。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
28	家庭教育への支援の充実	子育て中の保護者に対して、家庭教育支援チームや埼玉県ネットアドバイザー等による子育てや家庭・学校教育に関する相談及び情報の提供を行い、家庭の教育力の向上に向けた支援を行います。	子ども支援課
29	青少年健全育成支援事業	青少年の健全育成を図るため、青少年にとって望ましい環境づくりの促進を図ることを目的とした事業を支援します。また、必要に応じて、青少年問題協議会を開催します。	子ども支援課
30	こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)の推進	こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)に定める、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)を円滑に導入し、適切な運用を図ります。	秘書課 福祉課 学校教育課 子ども支援課 保育課 社会教育課

[こども・若者の自殺対策に係る事業の詳細は、「蓮田市自殺対策計画」を参照]



基本目標 ⑤ 安心できる環境の整備

こどもや若者、子育て当事者の目線に立ち、こどもが安心できる遊び場や若者の生活環境、親同士の交流機会を生み出す空間を確保するとともに、そこにアクセスしやすい道路環境等の整備を推進することで、こども・若者を主体にしたまちづくりに努めます。

（１）安心・安全な生活環境の推進

住居は生活を送るうえで重要な要素であり、住民が生活で感じるさまざまな不安を解消していくことが求められています。

住宅の確保に関する情報提供や健康に過ごせる生活環境を維持し、安心して暮らすことができる取組を進めます。

[事業の詳細は、「蓮田市総合振興計画」を参照]

（２）安心して外出できる環境の整備

妊婦やこども、障がい者など、すべての人にとって安心できる道路交通環境を整備するとともに、交通事故を防ぐ取組やこどもに対する交通安全知識の普及啓発を推進する必要があります。

また、誰もが使いやすいユニバーサルデザインや、社会にあるさまざまな障壁（バリア）を取り除くバリアフリーの考え方に基づき、道路・公園・公共交通機関・公共施設などの整備・改善に取り組みます。

[事業の詳細は、「蓮田市総合振興計画」を参照]



2 ライフステージ別の重要事項

基本目標 ① 親とこどもの健康づくりの推進(こどもの誕生前から幼児期まで)

児童の権利に関する条約では、すべてのこどもは、生きる権利・育つ権利を持っており、そのこどもを育てる責任は、その保護者にあると定められています。このことから、妊娠・出産・出産後を通した親の健康の維持と、こどもが健やかに成長することができるよう、保健・医療・教育を切れ目なく提供する支援体制の充実に取り組む必要があります。

それにはまず、すべての母親が妊娠・出産やその後の育児を安心して行うことのできる環境づくりに努めるとともに、夫婦で積極的に育児に取り組むことができるよう支援することが重要です。また、こどもが心身ともに健康に育つためには、小児医療の充実とともに、こどもの健康を害するさまざまな危険や、心身の健康を支える食について、こどもと親がともに学び、こどもが自分自身で正しい判断ができるよう、知識の普及と啓発に取り組む必要があります。

(1) 妊娠期・乳幼児期からの健康づくり

すべての母親が妊娠・出産やその後の育児を安心して行うために、健康診査や保健指導の充実を図るとともに、切れ目なく継続した母子の健康管理と、こどもが健やかに育つ環境を整備することが重要です。

また、父親に対して育児に関する情報提供などを充実させ、夫婦で積極的に育児に取り組むことで子育てに伴う喜びを実感できる環境づくりを支援します。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
31	両親学級・プレママ パパ相談の開催	講義やグループワークなどを通して、母親や父親を対象に、こどもを養育することの意義や妊娠中の生活、出産や育児について学ぶ機会を提供し、楽しく子育てができるよう、育児不安の軽減と地域における仲間づくりを促します。	子ども支援課
32	不妊検査・不育症検査 費助成事業	不妊検査及び不育症検査について、経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成します。	子ども支援課



No.	事業名	事業概要	事業推進課
33	妊婦等包括相談支援事業の推進と妊婦のための支援給付金の支給	妊婦及びその配偶者等に対して、妊娠初期からの保健師等との面談や、母子健康手帳の交付、行政サービス情報をまとめた子育てガイドブックの配布などを通じて、母子保健の知識の普及を図るとともに、妊婦のための支援給付金などにより経済的に支援します。	子ども支援課
34	妊産婦健康診査と産後ケアの充実	安全な分娩と健康なこどもの出産、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、妊産婦健康診査の普及・徹底を図ります。また、出産し退院直後に家族等から十分な援助が受けられない母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を推進します。	子ども支援課
35	乳幼児健康診査・乳幼児精密健康診査事業	乳幼児の発育・発達の確認や疾病、障がいの早期発見、親子の抱えるさまざまな不安や問題に個別に対応する乳幼児健康診査を充実するとともに、より詳細な検査が必要な場合には乳幼児精密健康診査を実施して、早期の診断・治療へつなげます。	子ども支援課
36	新生児聴覚スクリーニング検査助成事業や発達健康相談の充実	聴覚の異常や、身体面・精神面の疾病を早期に発見し、必要に応じて治療、療育へ結びつける支援を行うとともに、親子が抱える不安の軽減を図ります。	子ども支援課
37	予防接種の推進	感染のおそれがある疾病の発生等を予防するため、予防接種の推進を図ります。また、スマートフォンなどを活用し、予防接種を受けやすい環境を整えます。	子ども支援課
38	妊産婦・新生児訪問事業の推進と母子愛育会活動の支援	育児不安の軽減を図るため、保健師等専門職や母子保健推進員(母子愛育会)が妊産婦・新生児を対象に家庭訪問し、新生児の発育発達の確認や育児の方法などについてアドバイスや情報提供を行います。また、母子愛育会の活動を支援します。	子ども支援課



No.	事業名	事業概要	事業推進課
39	親子教室・親子教室 OB会の開催	発達支援が必要な乳幼児に対して、小集団での遊びを通して、精神的・身体的な発達を促します。また、保護者がこどもの発達段階を正しく理解し、適切な関わりができるように支援するとともに、療育が必要なこどもに対して適切な支援の場につながるよう支援します。	子ども支援課
40	2歳児歯科健康相談事業	1歳6か月児・3歳児それぞれの健診時に歯科診察を行うほか、2歳児歯科健康相談において歯磨き指導を実施することで、口腔衛生を図り、歯科保健への意識向上を促します。	子ども支援課
41	相談体制の充実	こども家庭センターを中心に、子育て世帯向けの地域子育て相談機関や利用者支援事業、こども・若者向けの子ども・若者総合相談センターなど相談体制の充実を図ります。	子ども支援課 保育課

(2) 小児医療の充実

すべてのこどもの健やかな成長を支援し、必要なときに必要な医療保険サービスが受けられるよう、小児医療体制の充実に取り組みます。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
42	小児医療救急体制 の充実	こどもが突発的な事故や病気のとくに、適切な医療を受けられるよう、関係機関と連携して救急医療体制の充実を図ります。	健康増進課



（３）幼児の健全育成

こどもたちの健全育成には、他の同年代のこどもたちと自由・安全に遊べる場所の提供や、多世代との交流などが重要とされています。休んだり、遊んだり、さまざまな活動に参加できる機会を確保するとともに、健全な成長に必要な情報が提供されるよう配慮します。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
43	ブックスタート事業	乳幼児健診時に絵本を配布し、読み聞かせを行うなど、絵本を通じて乳幼児と保護者がふれあえる支援の充実を図ります。	子ども支援課 社会教育課
44	保育園の園庭開放	子育て中の親子と保育園児の交流の機会として、定期的に各保育園の園庭を開放します。	保育課

（４）幼児教育の充実

幼児期は、人間としての発達や社会性を培ううえで重要な時期であり、豊かな人間性に根差した生きる力を身に付けることが大切です。幼児期の生活や教育は大変重要であり、こどもたちが十分に友達と交流を深めながら育つことが望ましいという観点から、認定こども園、幼稚園、保育園等関係機関が連携し、地域全体の教育の質の向上に努めます。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
45	認定こども園、幼稚園、保育園、小学校との連携	認定こども園、幼稚園、保育園に通う幼児が、小学校に円滑に就学できるようにするため、相互に連携強化を図ります。	学校教育課 保育課

（５）食育の推進

食は、生きるうえでも、また、心豊かに生活するためにも、欠かすことのできない基本となるものです。未来を担うこどもたちが心身ともに健やかに育つために、また、生涯にわたって健康を支えるために、「蓮田市食育推進計画」に基づいて食育を推進していきます。

[事業の詳細は、「蓮田市食育推進計画」を参照]



基本目標 ② 地域におけるこども支援の充実(学童期・思春期)

すべてのこどもは、適切に養育され、生活を保障され、愛され保護されることが保障されます。これは、こどもの最善の利益が優先して考慮されることとともに、こども基本法の基本理念として示されています。学童期は、自己肯定感や社会性などを育む重要な時期です。親（保護者）に加え、教育機関や地域が一体となって、こども・若者の養育に関わっていくことが重要です。また、思春期は、自らの存在価値や役割を見出すために人間関係などに悩む繊細な時期です。次代の親を育成するためにも、モデルとなる大人を示し、心身の健全な育成を図る必要があります。

（１）学童の健全育成

こどもや若者の心の健康にも配慮し、悩みを一人で抱えることがないよう支援する体制づくりに取り組みます。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
46	不登校児童・生徒、悩んでいる若者への相談支援	学校を休みがちなこどもや悩んでいる若者の相談窓口である子ども・若者総合相談センターを周知するとともに、関係機関と連携して対応します。	子ども支援課
47	放課後子供教室の実施	地域のかたによる指導やボランティアのもと、こどもたちがスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などに取り組むことができるよう、放課後等に小学校の教室などを活用し実施します。	社会教育課
29	青少年健全育成支援事業(再掲)	青少年の健全育成を図るため、青少年にとって望ましい環境づくりの促進を図ることを目的とした事業を支援します。また、必要に応じて、青少年問題協議会を開催します。	子ども支援課



(2) こどもの居場所づくり

こども食堂や学習支援の活動では、親や友達との関係にさまざまな課題を抱えるこどもの参加が見られます。家庭の経済的な負担の軽減を図りながら、こどもや若者の居場所づくりを進めていくことが重要です。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
12	学習の支援(再掲)	学習の遅れた児童・生徒を対象に、退職教員等を講師とした定期的補充授業や、生活困窮世帯を対象とした学習教室を実施することで、こどもの教育を受ける権利や教育の目的を保障できるよう努めます。	福祉課 学校教育課
13	こども・若者の居場所づくり支援事業(再掲)	こどもや若者が安心してくつろぐことができ、地域住民と交流できる居場所づくりを支援します。	子ども支援課
14	児童センター事業の拡充(再掲)	こどもの年齢、発達に応じて楽しむことのできる催しの企画や、親同士、こども同士の交流を推進するなど、事業内容の充実を図ります。	子ども支援課 保育課



（３）次代の親の育成

少子化や核家族化の進行に伴い、身近に乳幼児とふれあう機会が減少してきています。また、親と祖父母と一緒にこどもの面倒をみることや、親が祖父母に相談する機会も少なくなりつつあります。乳幼児とふれあう経験や知識が乏しいまま子育てに向き合うことで、自信を無くして孤立化し、児童虐待につながっていくことも危惧されます。このため、学童期から乳幼児とふれあう機会を設け、子育てや家庭の大切さについて理解を深めていく必要があります。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
48	子育てなどの意義に関する普及啓発	子育ての意義に関する普及啓発を図るとともに、子育てに関する知識提供の機会を児童・生徒に対して行います。	学校教育課
49	中・高校生などと乳幼児とのふれあいの推進	親となる意識の醸成を図るため、中学生社会体験チャレンジ事業として、教育・保育施設等で乳幼児とのふれあいの場を提供します。	学校教育課 保育課

（４）学校教育の充実

「蓮田市教育大綱」に基づき、未来を託す人づくりのために、個性を伸ばし生きる力を育む教育の実現を目指します。また、学校をはじめ地域全体で子育て家庭を支援する環境づくりに努め、子育てに関するさまざまな不安や負担を軽減する切れ目のない支援を行うことで、出産、子育て、教育に至るまでが一体となった取組を推進します。

[事業の詳細は、「蓮田市教育大綱」及び「蓮田市教育行政重点施策」を参照]



（５）地域の教育力の向上

地域の中でさまざまな経験をする機会があることは、こどもたちの心身の健やかな成長だけでなく、いろいろなことに興味を持ち、持てる能力を最大限に伸ばしていくためにも重要です。こどもたちが地域の活動に参加する機会を充実するとともに、参加しやすい環境の整備を進め、地域全体が一体となって子育てに関わっていく体制づくりを推進します。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
50	親子で参加できるイベントの開催	気軽に親子で参加できる各種体験活動を開催します。	子ども支援課 社会教育課
51	コミュニティ・スクール ⁵ 導入事業	学校やこどもたち、家庭・地域社会が抱えている課題を、コミュニティ・スクールの導入により、地域ぐるみで解決します。	学校教育課
52	教育機関等連携事業	大学等と連携して事業を推進することで、多様化する市民ニーズに応じます。	子ども支援課 社会教育課

（６）こどもがいきいきと遊べる環境づくり

こどもがいきいきと健やかに成長するうえで、自由に遊ぶことは満たされるべき重要な要件であり、こどもの権利でもあります。しかし、都市化の進行に伴って、身近に安全な遊び場を確保することが難しくなっていることから、公園の改修や既存学校施設の活用などを通して、こどもが安全にいきいきと遊べる環境の整備を推進していきます。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
29	青少年健全育成支援事業(再掲)	青少年の健全育成を図るため、青少年にとって望ましい環境づくりの促進を図ることを目的とした事業を支援します。また、必要に応じて、青少年問題協議会を開催します。	子ども支援課

[その他、こどもの遊び場の確保については、「蓮田市総合振興計画」を参照]

5 コミュニティ・スクール…保護者や地域のかたの意見や要望などを学校運営に反映する学校運営協議会制度のこと。「地域とともにある学校づくり」を進め、こどもたちの豊かな成長を支える。



(7) 思春期における健康づくり

こどもの心と体の健全な育成を図るため、性や性感染症予防、未成年者の喫煙や飲酒、薬物等に関する正しい知識の普及と教育の充実に取り組みます。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
53	プレコンセプション ケアの推進	好ましくない妊娠(コンセプション)や母子の不健康を防止するために、思春期の性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。	学校教育課 子ども支援課
54	喫煙・飲酒・薬物 乱用防止教育の充 実	喫煙、飲酒、薬物等による健康問題について、児童・生徒及び保護者に対する健康教育などを充実し、知識の普及を図ります。	学校教育課 子ども支援課



基本目標 ③ 青年期の充実

青年期は、人生におけるライフイベントが重なる時期で、選択し、決定することに不安を生じやすい時期でもあります。若者の就職や結婚への希望を叶える場を創出するとともに、必要なときに適切に相談支援やサポートにつなげられることが必要です。

(1) 就労の支援

ワーク・ライフ・バランスを考慮しつつ、関係機関等と連携して若者の就労支援を行います。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
55	ワーク・ライフ・バランスの推進事業	誰もが働きながら私生活も充実できる社会を目指し、仕事と子育ての両立や男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。	庶務課 商工課 子ども支援課
16	若者の就労支援 (再掲)	若者に対する就労の支援や、有害な労働から若者を保護するため、必要に応じて若者自立支援センター埼玉や埼玉とうぶ若者サポートステーションといった適切な支援機関を紹介します。	商工課 子ども支援課

(2) 結婚活動の支援

結婚したい若者の希望が叶えられるように、その活動を支援します。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
56	SAITAMA出会いサポートセンター事業の推進	独身男女に出会いの機会を提供する埼玉県の結婚支援センター「SAITAMA出会いサポートセンター」と連携し、結婚活動を支援します。	子ども支援課



（３）若者の相談体制の充実

進路や人間関係等に悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
41	相談体制の充実 (再掲)	こども家庭センターを中心に、子育て世帯向けの地域子育て相談機関や利用者支援事業、こども・若者向けの子ども・若者総合相談センターなど相談体制の充実を図ります。	子ども支援課 保育課



3 子育て当事者への支援に関する重要事項

基本目標 ① 地域における子育て支援の充実

女性の社会進出や仕事と家庭の両立に向けて、子育て支援施策を充実する必要があります。本市においても、子育て家庭の女性の多くは就労意欲を持っていることから、安心して仕事と子育てが両立できる環境づくりにより一層取り組んでいくことが求められます。

また、こどもの最善の利益のために、親の指導を尊重しながら家庭教育への支援を充実し、子育て家庭が子育てに関する正しい情報にふれ、気軽に相談することができるよう、支援体制の充実と情報提供に取り組む必要があります。

保育においては、こどもの健やかな成長を促す良好な環境を整備し、待機児童の解消と保育の質の向上に取り組み、安心・安全な生活環境の確保に努めます。

(1) 家庭における子育て支援の充実

市が令和5年度に実施したアンケート調査では、就学前のこどもを持つ母親の67.9%が就労していると回答しています。保育園や幼稚園はこどもを預かるうえでの開所時間、閉所時間が設けられており、保護者にとっては就労時間が制限される要因にもなります。また、日常的に保育の必要性がなくても、一時的に保育を必要とする場合があることから、仕事と子育てを両立する施策・サービスの充実に取り組む必要があります。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
57	ファミリー・サポート・センター事業の推進	保育園へのこどもの送り迎えや、外出時にこどもを連れて出かけられないときなどに、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、子育てについての助け合い活動を支援します。	子ども支援課
58	一時預かりの推進	保護者が外出するときやリフレッシュを必要とするときなどの一時的に保育ができないときに、保育施設等でこどもを預かります。	保育課



（２）相談、情報提供による子育て支援

核家族化が進み、子育てについて身近に相談できる人がおらず、孤立感や育児不安を抱える子育て家庭の増加が懸念されます。また、国際化により、日本語を母語としない子育て家庭も増えてきています。子育て家庭が、子育てに関する正しい情報にふれ、気軽に相談することができるよう、相談体制や支援サービスを充実するとともに、各種支援情報を周知していく必要があります。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
59	地域子育て支援拠点施設の充実	子育て支援センター等において、子育て中の親同士、こども同士がふれあい、子育ての楽しさを味わいながら安心して子育てができるようサポートするとともに、施設の拡充、学校等との連携を図ります。	保育課
27	子育て情報の発信と子育てに係る手続きの軽減(再掲)	家庭教育の支援を図るため、子育て中の親子が必要な情報を集め、あらゆる媒体で発信するとともに、デジタル技術等の活用による各種手続きの簡素化を図ります。また、多言語化を進め、日本語を母語、日本文化を母文化としない外国につながるこどもへの支援・配慮に努めます。	子ども支援課 保育課
41	相談体制の充実(再掲)	こども家庭センターを中心に、子育て世帯向けの地域子育て相談機関や利用者支援事業、こども・若者向けの子ども・若者総合相談センターなど相談体制の充実を図ります。	子ども支援課 保育課



(3) 保育サービスの充実

小学校就学前のこどもの健やかな成長を促す良好な環境を確保するため、待機児童の解消を図るとともに、保育の質の向上に取り組む必要があります。

また、市が令和5年度に実施したアンケート調査では、小学生のこどもを持つ母親の76.0%が就労していると回答しています。保護者が昼間家庭にいないこども（小学生）が放課後に安心して過ごすことができるよう、学童保育所の整備・拡充にも取り組む必要があります。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
60	保育施設の整備・拡充・質の向上	市内の保育所等や学童保育所の整備を行うとともに、良好な保育環境を確保するため、空調や園庭、屋根、外壁等施設や設備などの機能強化及び環境改善を実施します。また、不適切保育を防止するため、こどもの生活や気持ちを優先するとともに保育の質の向上を図ります。	保育課
61	病児・病後児保育事業の推進	児童が病気又は回復期にあり、保護者が事情により家庭で保育できない場合に、一時的に保育する病児・病後児保育事業を推進します。	子ども支援課 保育課
62	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の推進	保護者の就労の有無に関わらず、保育園などを月に一定時間利用できる「こども誰でも通園制度」を推進し、集団保育によるこどもの健やかな成長を促すとともに、保護者のリフレッシュと子育てのヒントを得ることにつなげます。	保育課
26	発達や個性に応じた保育内容の充実(再掲)	定期的に身体測定、健康診断などを行うことで、園児の発育・発達状況を把握し、こどもの発達や個性に応じた保育の質の向上に努めます。また、こどもの心身の健康や安全に配慮した保育内容の充実を図ります。	子ども支援課 保育課



（４）家庭教育への支援の充実

家庭教育はすべての教育の出発点であり、こどもの人格や人としての生きる力を培ううえで重要な役割を担っています。こどもの発達段階に応じた家庭教育について理解を深める機会を提供するとともに、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の充実に努め、家庭における教育を支援していきます。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
28	家庭教育への支援の充実(再掲)	子育て中の保護者に対して、家庭教育支援チームや埼玉県ネットアドバイザー等による子育てや家庭・学校教育に関する相談及び情報の提供を行い、家庭の教育力の向上に向けた支援を行います。	子ども支援課
41	相談体制の充実(再掲)	こども家庭センターを中心に、子育て世帯向けの地域子育て相談機関や利用者支援事業、こども・若者向けの子ども・若者総合相談センターなど相談体制の充実を図ります。	子ども支援課 保育課



基本目標 ② 共働き・共育ての支援

こどもの最善の利益を確保するためには、まずこどもと親が関わり合う時間が十分に確保されることが大前提であると言えます。また、本市においても、子育て家庭の女性の多くは高い就労意欲を持っていることから、女性の就労支援と男性の育児参加の推進、男女共同参画に対する意識の醸成などを通して、仕事と子育ての両立と子育て家庭の女性の多様な働き方の実現に向けた環境整備に取り組みます。

(1) 仕事と子育ての両立への支援

男性の育児休業取得を奨励するなど、育児休業制度の十分な活用を働きかけます。

また、ひとり親家庭などに対する助成・支援や、育児によって一度仕事を辞めた後の再就職・再雇用支援を、関係機関と連携して実施します。

No.	事業名	事業概要	事業推進課
63	育児休業制度の普及定着	育児休業制度、育児休業等給付の普及定着を図ります。	商工課
17	子育て世帯の就労支援(再掲)	マザーズハローワークや埼玉県女性キャリアセンター等と連携し、求人情報の提供や相談会などを開催します。	子ども支援課
18	児童扶養手当等の支給(再掲)	ひとり親家庭などへ児童扶養手当を支給するとともに、医療費の一部を助成します。	子ども支援課
20	母子家庭等自立支援給付事業(再掲)	自立支援教育訓練給付金制度や高等職業訓練促進給付金制度により、母子家庭等の経済的な自立を支援します。	子ども支援課



（２）男女共同参画意識の高揚

男女共同参画社会を実現していくうえで、性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に対する偏見の解消、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが課題となっています。男性自身の意識改革は男性にとってもより暮らしやすい社会につながることへの理解を広めながら、男女の主体的で多様な選択ができるようきめ細かな支援を行い、女性の能力や活力を引き出すための取組を促進するなど、男女共同参画意識の高揚に向けた活動に取り組む必要があります。

[事業の詳細は、「はすだ男女共生プラン」を参照]



第5章 教育・保育の目標量

1 教育・保育の提供

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度では、就学前のこどもに教育・保育を行う「子どものための教育・保育給付」として、幼稚園・保育所等の教育・保育施設を利用する場合には「施設型給付費」、小規模保育事業等の地域型保育事業を利用する場合には「地域型保育給付費」が支給されます。

また、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴って、施設型給付を受けない幼稚園、一時預かり事業、認可外保育施設等を利用した場合に、「子育てのための施設等利用給付」として施設等利用費が支給されています。

子ども・子育て支援制度における給付・事業

現物給付		現金給付
蓮田市主体	子どものための教育・保育給付 〔施設型給付費〕 幼稚園（3～5歳） 保育所（0～5歳） 認定こども園（0～5歳） 〔地域型保育給付費〕 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	児童手当等交付金 児童手当法等に基づく児童手当等の給付
	子育てのための施設等利用給付 〔施設等利用費〕 施設型給付を受けない幼稚園 特別支援学校 預かり保育事業 認可外保育施設等 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	地域子ども・子育て支援事業 〔地域の実情に応じた子育て支援〕 詳細は、2 地域子ども・子育て支援事業の提供を参照（P48）	
国主体	仕事・子育て両立支援事業 ・企業主導型保育事業 ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 ・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業（くるみん認定の活用）	



（２）幼児教育・保育の無償化

令和元年１０月から、幼児教育・保育の無償化が開始されました。基本的に３～５歳児及び住民税非課税世帯の０～２歳児が無償化の対象となります。なお、通園の送迎費や食材料費、行事費などは無償化の対象外となっています。

幼児教育・保育無償化の概要

利用区分	概 要	
幼稚園、保育所、認定こども園等の利用	３～５歳児	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化します。 ・施設型給付を受けない幼稚園等については、月額上限２５．５７万円まで無償化。 ・小学校就学前の３年間を無償化。（幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満３歳から無償化。） ・保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。 ・年収３６０万円未満相当の世帯等の副食費を免除。
	０～２歳児	上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化します。
幼稚園の預かり保育の利用	３～５歳児	保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額１．１３万円までの範囲で無償化します。
認可外保育施設等の利用	３～５歳児	保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額３．７万円）までの利用料を無償化します。 ・認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業も対象。 ・上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。 ・幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。
	０～２歳児	保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯のこどもたちを対象として、月額４．２万円までの利用料を無償化します。
就学前の障がい児の発達支援	就学前の障がい児の発達支援を利用するこどもたちについて、利用料を無償化します。 ・満３歳になって初めての４月１日から３年間が対象。 ・幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象。	

（３）教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第６１条第２項では、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を教育・保育提供区域（以下「提供区域」という）として設定することとされています。提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制を確保し、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲です。また、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準にもなり、提供区域の中で供給が不足する場合、その区域内に認可基準を



満たす申請があれば、原則として認可することになります。なお、施設や事業の利用については、提供区域内での利用を原則としますが、区域外の施設・事業の利用も可能です。

蓮田市の教育・保育提供区域の設定にあたり、市の人口、児童数や分布状況等を考慮し、市全体を1つの提供区域として基盤整備することが効率的であり、利用者の利便性にも支障を来さないものと考えられます。よって、本計画では、市全体を1つの提供区域として捉え、基盤整備を推進することとします。

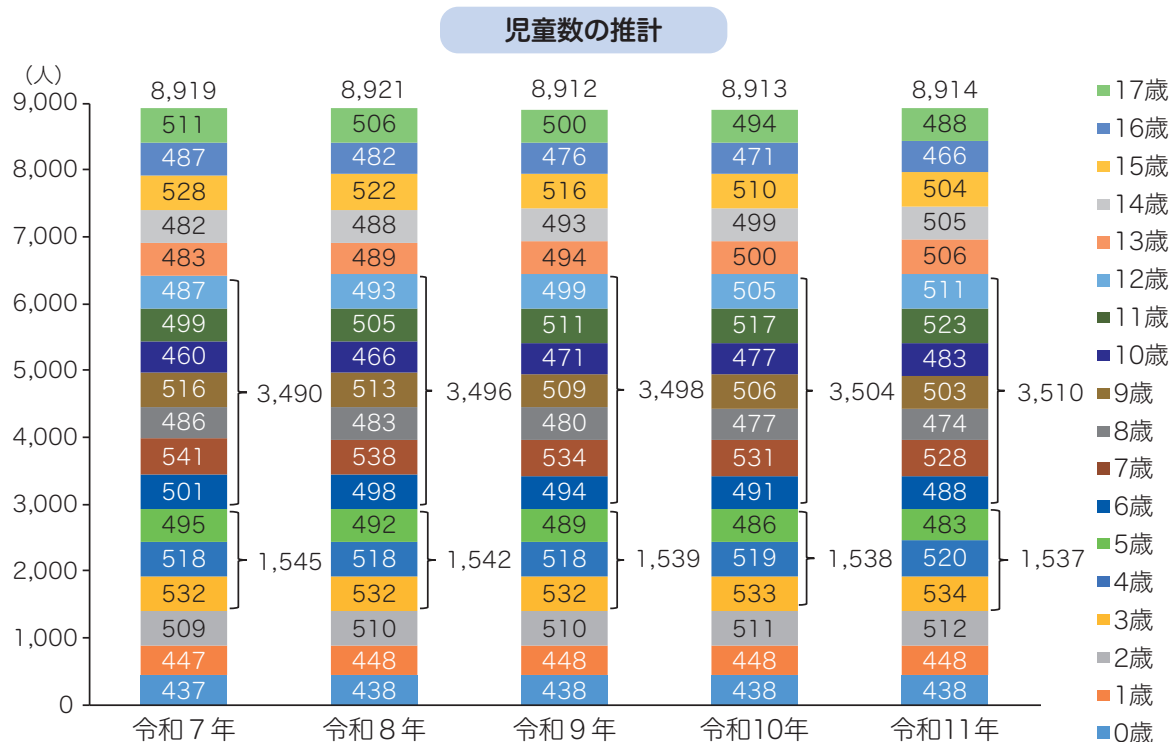
※教育・保育の提供体制について…保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（こどもの認定区分）したうえで給付を支給する仕組みです。

認定区分と提供施設

	1号	2号	3号
認定区分	満3歳以上の小学校就学前のこども	満3歳以上の小学校就学前のこども	満3歳未満のこども
	学校教育のみ	保育の必要性あり	
提供施設	●幼稚園 ●認定こども園	●保育所 ●認定こども園	●保育所 ●認定こども園 ●地域型保育事業

（４）児童数の推計

蓮田市第5次総合振興計画の将来人口を勘案し作成した計画期間の児童推計人口は、下記のとおりです。



※子ども支援課作成



(5) 教育・保育の量の見込みと確保方策及び実施時期

教育・保育の量の見込みについては、令和5年度に実施したニーズ調査の結果に基づいて推計しています。また、必要な提供体制の確保にあたり、令和7年度から令和9年度に保育施設を1園ずつ整備することとします。

教育・保育の量の見込みと確保方策

(人)

		令和7年度（令和8年4月1日時点）						令和8年度（令和9年4月1日時点）					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込	必要利用定員総数(量の見込み)	562	611		108	223	211	562	610		108	223	212
			101	510					101	509			
提供体制の確保	市内居住児童の市内施設定員	986	135	482	102	199	200	846	165	482	102	211	210
	特定教育・保育施設	291	135	482	66	126	153	326	165	482	66	136	163
	認定こども園	291	135	0	12	28	30	326	165	0	12	38	40
	うち、私立幼稚園→認定こども園	285	90	0	6	16	17	320	120	0	6	26	27
	うち、私立保育所→認定こども園	6	45	0	6	12	13	6	45	0	6	12	13
	保育所		0	482	54	98	123		0	482	54	98	123
	幼稚園(私立)	0						0					
	幼稚園(公立)	0						0					
	特定地域型保育事業				23	42	41				23	42	41
	小規模保育				23	42	41				23	42	41
	家庭的保育												
	居宅訪問型保育												
	事業所内保育				0	0	0				0	0	0
	認可外(地方単独事業)												
	新制度未移行の幼稚園	695						520					
	上記以外	0	0	0	13	31	6	0	0	0	13	33	6
	幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0	0	0				0	0	0			
	一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)					0	0					0	0
	長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	13	17	0		0	0	13	17	0
	その他		0	0	0	14	6		0	0	0	16	6
	市内居住児童の市外施設利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市外居住児童の市内施設利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



教育・保育の量の見込みと確保方策（続き）

（人）

令和9年度（令和10年4月1日時点）						令和10年度（令和11年4月1日時点）						令和11年度（令和12年4月1日時点）					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
561	609		108	223	212	561	609		108	223	212	561	609		108	223	212
	101	508					101	508					101	508			
846	165	542	108	223	222	846	165	542	108	223	222	846	165	542	108	223	222
326	165	542	72	148	175	326	165	542	72	148	175	326	165	542	72	148	175
326	165	0	12	38	40	326	165	0	12	38	40	326	165	0	12	38	40
320	120	0	6	26	27	320	120	0	6	26	27	320	120	0	6	26	27
6	45	0	6	12	13	6	45	0	6	12	13	6	45	0	6	12	13
	0	542	60	110	135		0	542	60	110	135		0	542	60	110	135
0						0						0					
0						0						0					
			23	42	41				23	42	41				23	42	41
			23	42	41				23	42	41				23	42	41
			0	0	0				0	0	0				0	0	0
520						520						520					
0	0	0	13	33	6	0	0	0	13	33	6	0	0	0	13	33	6
0	0	0				0	0	0				0	0	0			
			0	0					0	0					0	0	
	0	0	13	17	0		0	0	13	17	0		0	0	13	17	0
	0	0	0	16	6		0	0	0	16	6		0	0	0	16	6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



2 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業とは、市が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画にしたがって実施する以下の事業です。

地域子ども・子育て支援事業一覧

事業名
① 利用者支援事業
② 延長保育事業
③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑤ 放課後児童健全育成事業
⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
⑦ 乳児家庭全戸訪問事業
⑧ 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業
⑨ 地域子育て支援拠点事業
⑩ 一時預かり事業
⑪ 病児保育事業
⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児）
⑬ 妊婦健康診査事業
⑭ 産後ケア事業
⑮ その他

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策及び実施時期

① 利用者支援事業

こどもや若者、子育て家庭の保護者、妊産婦等が、各種サービスを円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整や社会資源の開発等を行う事業です。



〔基本型〕

子育てコンシェルジュが、こどもや若者、子育て世帯の相談に応じるとともに、必要なサービスをコーディネートします。

(各年度3月31日時点)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（か所）	1	1	1	1	1
提供体制（か所）	1	1	1	1	1

〔特定型〕

保育課の窓口で保育施設等の利用支援を行います。

(各年度3月31日時点)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（か所）	1	1	1	1	1
提供体制（か所）	1	1	1	1	1

〔こども家庭センター型〕

母子保健と児童福祉の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康支援から虐待の予防・対応まで、切れ目なく対応します。

(各年度3月31日時点)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（か所）	2	2	2	2	2
提供体制（か所）	2	2	2	2	2

〔妊婦等包括相談支援事業型〕

妊娠期からの切れ目ない支援を行うために、妊婦、その配偶者等に対して、面談等による情報提供や継続的な相談、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

(各年度3月31日時点)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（人日）		1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
提供体制（人日）	こども家庭センター	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
	上記以外で委託	0	0	0	0	0



〔地域子育て相談機関〕

子育て世帯が身近に相談できる相談機関として、こども家庭センターと連携して活動します。

(各年度3月31日時点)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込(か所)	5	5	5	5	5
提供体制(か所)	1	2	3	4	5

② 延長保育事業

通常の保育時間の前後に保育園が園児の保育を行う事業です。

(各年度3月31日時点)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込(人)	566	566	566	566	566
提供体制(人)	522	572	662	662	662

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼稚園によって、保育料の他に給食費(副食材料費)や教育・保育に関わる日用品、文房具、その他必要な物品の購入、行事への参加に要する費用を、実費徴収として保護者から徴収することがあります。本事業は、すべてのこどもがこどもにとって最もよいことができるように、保護者の世帯所得の状況等を勘案して費用を助成する事業です。

《量の見込みと確保方策》

令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に合わせて実施しています。

④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者の巡回支援や、職員の加配に必要な費用の一部を助成する事業です。

《量の見込みと確保方策》

新規事業者が円滑に事業を実施できるよう、必要に応じて支援を行います。



⑤ 放課後児童健全育成事業

学童保育所を運営する事業で、令和7年度、8年度にそれぞれ整備することで、待機児童の解消を図ります。また、必要に応じて、放課後子供教室と連携します。

(各年度3月31日時点)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込 (人)	1年生	227	227	227	227	227
	2年生	191	191	191	191	191
	3年生	165	165	165	165	165
	4年生	106	106	106	106	106
	5年生	42	42	42	42	42
	6年生	12	12	12	12	12
	合 計	743	743	743	743	743
提供体制 (人)		686	716	746	746	746

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の労働や疾病等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

(各年度3月31日時点)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込 (人日) ※	100	100	100	100	100
提供体制 (人日)	100	100	100	100	100

※人日：延べ人数のこと

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師・助産師等が生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児等の相談を行い、育児支援を図る事業です。

(各年度3月31日時点)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込 (人)	350	350	350	350	350
提供体制 (人)	350	350	350	350	350



⑧ 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭での適切な養育の支援を行うほか、関係機関等と連携して児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応を図る事業です。

〔養育支援訪問〕

支援が必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行います。本市では、子育て世帯訪問支援事業により実施します。

(各年度3月31日時点)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（人）	0	0	0	0	0
提供体制（人）	0	0	0	0	0

〔要保護児童〕

要保護児童対策地域協議会（こどもを守る地域ネットワーク）を開催し、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

(各年度3月31日時点)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（人）	30	30	30	30	30
提供体制（人）	30	30	30	30	30

〔子育て世帯訪問支援事業〕

支援が必要な家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、育児支援や家事支援を行う事業です。

(各年度3月31日時点)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（人日）	240	240	240	240	240
提供体制（人日）	240	240	240	240	240

〔児童育成支援拠点事業〕

家庭や学校に居場所のない6歳から17歳の児童に対して、居場所を与え、食事や学習をサポートする事業を支援する事業です。

(各年度3月31日時点)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（人）	7	7	7	7	7
提供体制（人）	10	10	10	10	10



〔親子関係形成支援事業〕

親子間における悩みを抱える家庭に対して、親子教室などでの助言や「学校を休みがちな子をもつ親のつどい」など当事者同士での対話を通じて、適切な関係性の構築を図る事業です。

(各年度3月31日時点)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込(人)	28	28	28	28	28
提供体制(人)	35	35	35	35	35

⑨ 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターや子育てひろばなどで、子育て家庭の親子の交流の場の提供、育児相談、子育てに関する講習会・情報提供等を行う事業です。

(各年度3月31日時点)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込(人回)※	3,514	3,522	3,522	3,524	3,524
提供体制(か所)	8	8	8	8	8

※人回：延べ回数のこと

⑩ 一時預かり事業

〔幼稚園型〕

幼稚園降園時間後に、幼稚園でこどもを預かる事業です。

(各年度3月31日時点)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 (人 日) 見 込	①1号認定	7,889	7,889	7,862	7,862	7,862
	②2号認定	23,730	23,906	23,906	23,906	23,906
提供体制(人日)		31,619	31,795	31,768	31,768	31,768



〔その他〕

保育園やファミリー・サポート・センターで、就学前の児童を一時的に預かる事業です。

(各年度3月31日時点)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（人日）		8,885	8,885	8,885	8,885	8,885
提供体制（人日）	①保育園等での一時預かり	16,481	16,481	16,481	16,481	16,481
	②ファミリー・サポート・センター（未就学児の預かり人数）	61	61	61	61	61
	③子育て短期支援（トワイライト）	0	0	0	0	0

⑪ 病児保育事業

病気や病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合で、保護者の労働等の事情により家庭で保育できない場合に一時的に保育する事業です。

(各年度3月31日時点)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（人日）		481	511	545	583	626
提供体制（人日）	①病児保育事業	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008
	①-1 病児対応型	0	0	0	0	0
	①-2 病後児対応型	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008
	①-3 体調不良児型	0	0	0	0	0
	①-4 非施設型（訪問型）	0	0	0	0	0
	②ファミリー・サポート・センター（病児対応型）	229	259	293	331	374



⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と、当該援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動を支援する事業です。

（各年度3月31日時点）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（人日）	760	760	760	760	760
提供体制（人日）	760	760	760	760	760

⑬ 妊婦健康診査事業

安全な分娩と健康なこどもの出産のため、妊娠週数に応じた妊婦健康診査の受診費用を助成する事業です。

（各年度3月31日時点）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（人）	350	350	350	350	350
提供体制（人）	350	350	350	350	350

⑭ 産後ケア事業

産後に家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児不安のあるかたなどに対して、助産師等の専門職がサポートする事業です。

（各年度3月31日時点）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（人日）	336	336	336	336	336
提供体制（人日）	336	336	336	336	336



⑮その他

〔乳児等通園支援事業〕

すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付事業です。

(各年度3月31日時点)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(人日)	19	19	19	19	19
	提供体制(人日)	0	6	6	20	20

※0歳児＝6か月～1歳児未満

※受入れ時間数は、令和8～9年度が3時間、令和10～11年度が10時間。

(各年度3月31日時点)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1歳児	量の見込み(人日)	13	13	13	13	13
	提供体制(人日)	0	5	5	14	14

※受入れ時間数は、令和8～9年度が3時間、令和10～11年度が10時間。

(各年度3月31日時点)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2歳児	量の見込み(人日)	17	17	17	17	17
	提供体制(人日)	0	5	5	17	17

※受入れ時間数は、令和8～9年度が3時間、令和10～11年度が10時間。



第6章 計画の推進

1 計画の周知

本計画は、「こどもと若者が自分らしく育ち 自分の意思と言葉で さまざまなかわりをもてるように 市民一人ひとりが応援しよう！」を基本理念としており、こどもや若者の意見を尊重し、こどもの最善の利益に配慮した地域社会づくりを目指しています。

そのためには、本計画をこどもや若者を含む地域全体が知る必要があります。広報、ホームページへの掲載、概要版の作成・配布などを通じて本計画の周知に努めます。

2 こども・若者の意見を反映する仕組みづくり

(1) こども・若者の意見表明の機会の確保

本計画の推進にあたり、こどもや若者の意見を聴き、その声を大切にして、こどもや若者にとって最もよいことは何かを考え、こどもや若者の視点に立った施策を実現していくことが大切です。そのためには、幼いころから意見を言いやすい環境を確保するとともに、こども・若者の意見を把握し、どう反映したか、あるいは反映できなかったか、丁寧にフィードバックしていく必要があります。各施策の推進にあたり、こども・若者自身が、自分たちの意見が尊重され、自分たちが社会に参画していると実感できる仕組みを構築します。

●推進施策

- ・こども・若者が安心して意見を言うことができる各種相談窓口・居場所の確保
- ・GIGA端末⁶などインターネットを活用したこどもからの意見聴取
- ・SNS相談を実施している関係機関等の周知
- ・こども・若者の声の聴き方を学ぶ家庭教育機会の提供
- ・保育施設・学校等の運営におけるこどもの意見の尊重
- ・蓮田市の未来を語るこども議会等の実施

6 GIGA端末…児童生徒1人1台に配付されるコンピューター端末のこと。文部科学省の構想では、同時に高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、こどもたち一人ひとりに個別最適化された創造性を育む情報教育の充実を図るとされている。GIGAとは、Global and Innovation Gateway for Allの略。



（２）地域全体での取組

すべてのこども・若者が意見を表明できるようになるには、まず、どのような違いがあっても差別されないことを保障する必要があります。そのうえで、家庭・地域・学校・企業・行政など各団体・関係機関等が、こどもが安全かつ安心して暮らせる社会をつくるための責任や役割を自覚します。そのためには、まず、地域全体で子育て世帯を支援していく必要があり、こども家庭センターや地域子育て相談機関を中心に、地域子育て支援拠点・保育園等の子育て関連施設、学校、子育て関連団体、その他関係機関等との連携を図ります。

また、多様化する子育て支援のニーズに対応するためには、地域における人材の確保・育成も重要です。保育士や保健師等の専門職だけでなく、自治会や子ども会、PTA、民生委員・児童委員、保育ボランティアなど、幅広い人材の確保と育成ができるよう努めます。住民一人ひとりがこどもの健全な育成と子育て環境づくりに参加・参画できる体制を推進するため、住民による地域ぐるみの取組を支援し、ボランティア活動の活性化、住民参加型の事業、行事等の周知と内容の拡充に努めます。

●推進施策

- ・こども家庭センター・地域子育て相談機関を核とした地域連携

3 計画の進行管理

（１）進行管理体制

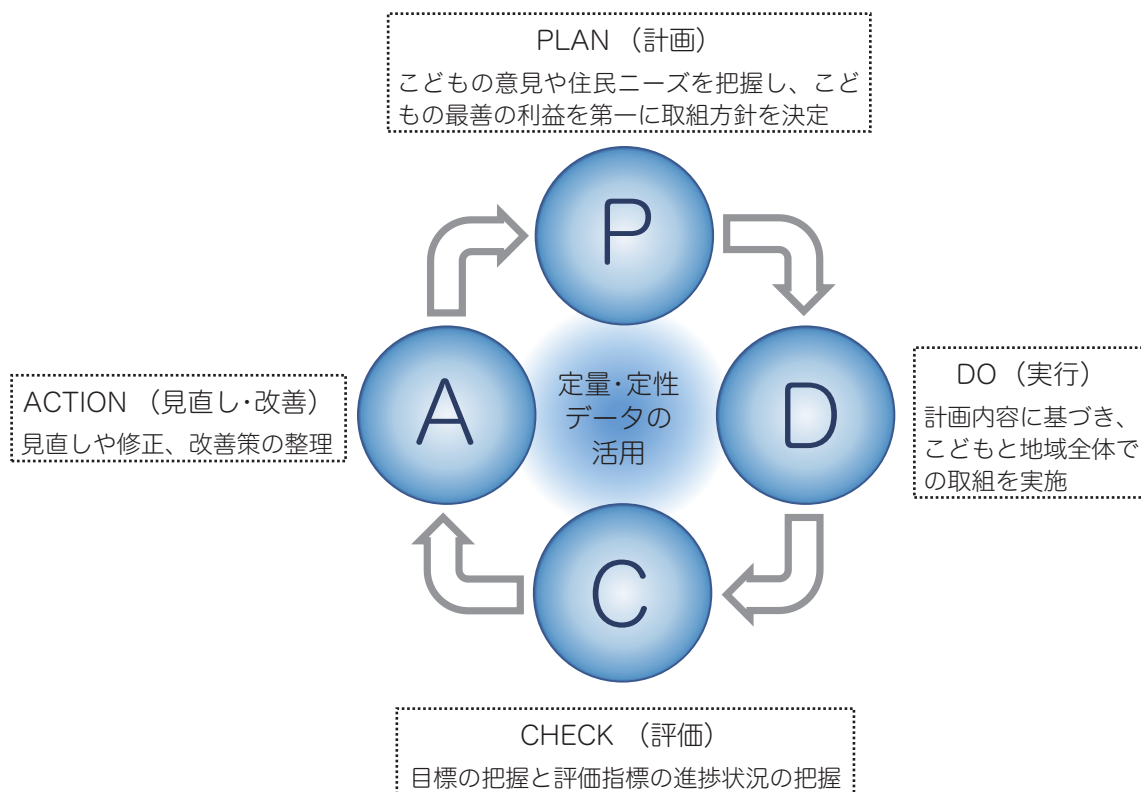
計画の進捗状況を蓮田市児童福祉審議会に報告し、審議会における審議内容に基づいて、計画の軌道修正を行います。

施策の策定・実施・評価にあたっては、個々の施策の目的等に応じて、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策に反映します。

本計画を効率的かつ効果的に推進するため、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、見直し・改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCA サイクル）を実施し、計画の着実な推進を図ります。



PDCAサイクル



(2) 庁内推進体制

本計画では、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境等のさまざまな分野が相互に関連しています。このため関係部署、関係機関、団体等の連携を図りながら、こども・若者・子育て支援に関するあらゆる課が連携して、総合的かつ効果的な計画の推進及び進捗管理を図っていきます。

(3) 評価指標

蓮田市総合振興計画における関連成果指標を、本計画における評価指標とします。

資料編

1 計画策定の経過

日 付		実施項目	内 容
令和5年度	10月20日	第1回蓮田市児童福祉審議会	・蓮田市こども計画策定に係るアンケート調査の検討
	11月6日	ヒアリング調査	・子育て世帯ヒアリング調査
	11月15日	ヒアリング調査	・関係団体ヒアリング調査
	11月15日～ 12月15日	アンケート調査	・こども計画をつくるためのアンケート（小学5年生、中学2年生対象）
	11月19日	ヒアリング調査	・子育て世帯ヒアリング調査
	11月24日～ 12月8日	アンケート調査	・子育て支援に係るアンケート調査（就学前児童保護者、小学生保護者、15～39歳対象）
	1月22日	第2回蓮田市児童福祉審議会	・こども計画をつくるためのアンケートの単純集計／クロス集計結果報告 ・子育て世帯に係るアンケート調査の単純集計結果報告 ・こども大綱の把握
令和6年度	7月4日	第1回蓮田市児童福祉審議会	・子育て世帯に係るアンケート調査のクロス集計結果報告 ・子育て世帯／関係団体ヒアリング調査結果の報告 ・市長諮問 ・計画骨子案の検討
	10月3日	第2回蓮田市児童福祉審議会	・計画素案の検討
	11月11日・ 18日・20日	こども計画について、かたろう！	・こども計画をつくるためのアンケートのフィードバック
	11月22日	第3回蓮田市児童福祉審議会	・計画案の検討
	12月10日～ 1月10日	パブリックコメントの実施	・ホームページ、子育て関連施設等で募集
	1月31日	第4回蓮田市児童福祉審議会	・計画案、概要版の検討 ・こども計画について、かたろう！の結果報告 ・審議会答申

2 蓮田市児童福祉審議会条例

平成13年12月21日条例第32号

蓮田市児童福祉審議会条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、蓮田市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 児童福祉に関係のある者
- (3) 教育に関係のある者
- (4) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月30日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月22日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月1日条例第33号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月5日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 蓮田市児童福祉審議会委員名簿

氏 名	選任区分	備 考
榎本 菜保	1号委員 (学識経験のある者)	
大木 正仁	1号委員 (学識経験のある者)	令和6年1月まで
猪野塚 将	1号委員 (学識経験のある者)	令和6年7月から
野口 庸子	2号委員 (児童福祉に関係のある者)	会 長
菅野 由紀子	2号委員 (児童福祉に関係のある者)	令和6年1月まで 副会長 (同年同月まで)
吉澤 博子	2号委員 (児童福祉に関係のある者)	令和6年7月から
山田 正恵	2号委員 (児童福祉に関係のある者)	
田中 悦子	2号委員 (児童福祉に関係のある者)	
矢代 玲子	2号委員 (児童福祉に関係のある者)	令和6年1月まで
松本 博子	2号委員 (児童福祉に関係のある者)	令和6年7月から
渡邊 陽子	3号委員 (教育に関係のある者)	副会長 (令和6年7月から)
細村 勇司	3号委員 (教育に関係のある者)	令和6年1月まで
折原 弘美	3号委員 (教育に関係のある者)	令和6年7月から
石塚 優香	4号委員 (公募に応じた市民)	令和6年1月まで
里山 めぐみ	4号委員 (公募に応じた市民)	令和6年7月から

蓮 田 市 こ ど も 計 画

発行年月 : 令和7年3月

発 行 : 蓮田市

編 集 : 蓮田市教育委員会生涯学習部子ども支援課

住 所 : 〒349-0193

埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1

電 話 : 048-768-3111

U R L : <https://www.city.hasuda.saitama.jp>
